平成２３年（フ）第１０７号
長野県上田市下室賀1650番地１、前住所長野県上田市下室賀1057番地１
破産者　大日向二三子
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第７１号
静岡県焼津市駅北２丁目８番３号　カトルパレ505、前住所静岡県焼津市大覚寺143番地の１
破産者　井澤　康支
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６８８号
名古屋市千種区徳川山町３丁目３番25号
破産者　新田　健一
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７８６号
愛知県津島市唐臼町代官田46番地２
破産者　齋藤　隆藏
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７０６号
名古屋市西区南川町222番地
破産者　ラーメン万月こと　山臺　幸男
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２００２号
名古屋市名東区野間町12番地の１　ＳＨマンション名東102号
破産者　七原颯求子こと　七原　咲子
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９号
滋賀県長浜市公園町４番16号　第１コーポレイクサイド107号
破産者　北川富美男
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第６０１号
大阪府泉大津市旭町18番１―2501号
破産者　小川　　淳
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
大阪府和泉市福瀬町579番地の１
破産者　グリーンハウスムクムクこと　出原　修一
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
大阪府和泉市福瀬町579番地
破産者　出原　輝子
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４５９号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番12―601号
破産者　将建装こと東原昌一こと　陳　　昌一
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７１６号
大阪府岸和田市額原町520番地の２　レオパレスフクムラⅢ102号
破産者　藤本　照子
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１２８号
神戸市灘区弓木町２丁目３番７―301号
破産者　ぜあみこと　笠原　健一
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０２２号
兵庫県明石市王子１丁目10番10号
破産者　渡邉　信也
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７００号
兵庫県姫路市林田町六九谷849番１、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古375番地
破産者　岡本　賢治
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２３５号
兵庫県姫路市白浜町丙450番地28
破産者　木山　健司
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３９６号
広島県福山市能島３丁目５番10号、旧住所広島県廿日市市陽光台１丁目９番地25
破産者　榊原聡一郎
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３８８号
鹿児島県鹿児島市西陵２丁目３番４号
破産者　松下　英正
１　決定年月日　平成23年12月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２９９号
北海道旭川市東光５条６丁目１番10号　フロンティア下野106号
破産者　丸山　　隆
１　決定年月日　平成23年12月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部